

小松島市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き

小 松 島 市

目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは
- 2 宣誓をすることができる人
- 3 手続きの流れ
- 4 宣誓に必要な書類
- 5 受領証等の再交付・変更・返還について
- 6 Q & A

1 パートナーシップ宣誓制度とは

小松島市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指しています。

小松島市パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係を尊重し、市が婚姻に相当する関係であることを証明する制度です。

この制度は法律上の効果が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会が実現することを期待しています。

2 宣誓をすることができる人

宣誓をされる二人が次の全ての要件をみたしている必要があります。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有していること。
（宣誓日から1か月以内に市内に転入予定している場合も含む。）
- (3) 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- (4) 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと、また、相手方当事者以外の者とパートナーシップがないこと。
- (5) 当事者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。

3 手続きの流れ

(1) 宣誓日時の事前予約

- ・原則、宣誓予定日の1週間前までに、事前に人権推進課まで電話にて予約をしてください。

(小松島市人権推進課 電話番号：0885-32-2122)

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始、土日、祝日を除く）

午前8時30分から午後5時まで

※担当職員より宣誓の日時や必要書類の確認等を行います。

(2) パートナーシップ宣誓当日

- ・予約した日時に必ずお二人そろってお越しください。
- ・宣誓は個室で対応いたします。
- ・市の職員の立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書」に署名していただきます。

(3) 受領証・受領証カードの交付

- ・宣誓に係る書類を確認の上、「パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）」及び「パートナーシップ宣誓書（様式第3号）」を後日交付します。
- ・受取方法は、窓口での交付となります。

※一方又は双方が本市に転入予定の場合は、宣誓後原則1月以内に転入し、転入後に住民票の写し等、転入の事実が確認できる書類を速やかに提出してください。なお、宣誓の手数料は無料ですが、必要書類の住民票の写しや戸籍抄本などの発行手数料は負担していただく必要があります。

4 宣誓に必要な書類

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 3カ月以内に発行されたものを、1人1通ずつお持ちください。
- ・ 同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの（未成年の子どもがいる場合には当該子どもも含む。）1通でかまいません。
- ・ 個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
- ・ 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものを提出してください。
- ・ 転入予定の方は、その事実がわかる書類（転出証明書・賃貸借契約書の写しなど、転入予定であることがわかる書類を提出してください。また、転入後は本市への転入を確認するため、速やかに住民票の写しなど提出してください。

(2) 配偶者がいないことを確認できる書類

- ・ 3カ月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等を1人1通ずつ（未成年の子どもがいる場合は子どもとの関係が分かる戸籍抄本等）を提出してください。
- ・ 未成年の子の宣誓も行う場合は、未成年の子との親子関係が分かる戸籍抄本などを提出してください。

(3) 本人が確認できる書類

- ・ 運転免許証、旅券、個人番号カードなど官公署が発行したもので顔写真のついているもの1点
- ・ 健康保険証、国民年金手帳等など顔写真がついていないものは2点

(4) 通称名を使用する場合

- ・ 日常的に通称を使用していることが分かる書類（通称で届いた郵便物等）の写しを提出してください。

5 受領証等の再交付・変更・返還について

(1) 宣誓書受領証の再交付について

紛失、毀損等によりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、再交付申請書の提出により再交付します。

※本人確認も必要となりますので、本人確認書類をご持参ください。

(2) 宣誓書記載事項の変更等について

住所や氏名の変更などにより宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、宣誓書記載事項変更届出書を提出してください。

- ①当該子の氏名を削除するとき。
- ②宣誓者の氏名の変更があったとき。
- ③転居・転入・転出したとき。
- ④子の氏名の変更があったとき。
- ⑤子の氏名の追記を行うとき。
- ⑥宣誓書に記載した子が成年に達したとき（宣誓書受領書等に子の氏名を記載している場合は、子の成年に伴い記載の削除手続きが必要となります）。

※変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

(3) 受領証等の返還について

以下に該当するときは、受領証等返還届を提出し、受領証を返還してください。

- ① パートナーシップが解消されたとき。
- ② 一方が亡くなられたとき。
- ③ 双方が市外に転出したとき。
- ④ 第3条第1項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

6 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか？

A 婚姻は法律により行われるものであり、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、市が要綱に基づいて実施するものであり、法的な効力はありません。

Q 2 代理や郵送でも宣誓はできますか？

A 代理や郵送では受け付けていません。宣誓時はお二人で職員の面前で宣誓書に記入いただくことになっています。ただし、ご自分で記入が難しい場合等は代筆は可能です。

Q 3 宣誓できるのは、同性カップルだけですか？

A 同性パートナーに限らず、一方又は双方が性的マイノリティで、宣誓できる条件を満たしていれば宣誓することができます。

Q 4 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓受領証などの交付には費用はかかりません。ただし、必要書類の交付手数料などは自己負担になります。

Q 5 通称名を使用できますか？

A 性的違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合は、その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証、通称名で届いた郵便物など）を宣誓時に提示してください。

Q 6 受領証等の発行は即日交付されますか？

A 不備がなく、宣誓が適当と認められた場合は、交付が可能になり次第、後日連絡させていただきます。

Q 7 市外に転出する場合はどうすればいいですか？

A 双方が市外に転出した場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に受領証等を添えて提出してください。